# 告示

○外務省告示第百六十号

平成二十四年五月十三日に北京で署名された投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定について、大韓民国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国政府及び中華人民共和国政府はこれを平成二十五年八月十二日に受領した。我が国政府は、平成二十五年十二月二十日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、大韓民国政府及び中華人民共和国政府はこれを受領した。中華人民共和国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国政府はこれを平成二十六年四月十六日に、大韓民国政府はこれを平成二十六年四月十七日に受領した。よって、同協定は、その第二十七条1の規定に従い、平成二十六年五月十七日に効力を生ずる。

平成二十六年五月十四日

外務大臣　岸田　文雄

# 官庁報告

## 官庁事項

### 国民の保護に関する基本指針の変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の変更を次のとおり公示する。

国民の保護に関する基本指針の変更

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部を次のように変更する。

国民の保護に関する基本指針目次中「⑥　飲食物の摂取制限等」を「⑥　スクリーニング及び除染の実施　⑦　飲食物の摂取制限等」に改める。

第１章４⑵中「厚生労働省」を「内閣府」に改める。

第２章第２節１に次のように加える。

○　核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

第４章第１節中「霞が関ＷＡＮ」を「政府共通ネットワーク」に、「厚生労働省」を「内閣府」に、「武力攻撃原子力災害が発生するおそれがある場合は、対策本部長は、状況に応じ、予防的防護措置を準備する区域（以下「ＰＡＺ」という。）の範囲に相当する地域にある者に対しては、屋内避難又は他の地域への避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して他の地域への避難の準備又は避難を行わせるものとする。」を「対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。」に、「武力攻撃原子力災害が発生した場合には、対策本部長は、状況に応じ、ＰＡＺの範囲に相当する地域にある者に対しては、屋内避難又は他の地域への避難を直ちに指示するとともに、その他被害が及ぶおそれがある地域に対しても、屋内避難又は他の地域への避難を行わせることを基本とする。（屋内避難にあたっては、コンクリート屋内へ避難することが望ましい。）また、事態の推移に応じて、放射性物質等の長期間放出が予想され、しかも他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等には、当該避難を指示するものとする。」を「また、緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。」に改め、その次に次のように加える。

・緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。

・なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

第４章第２節２中「厚生労働大臣は」を「内閣総理大臣は」に改め、「厚生労働大臣等」を削り、同節４⑵中「国立大学附属病院」を「国立大学病院」に改め、同節５⑴中「関係大臣〔文部科学大臣〕」を「関係大臣等〔文部科学大臣、原子力規制委員会〕」に、「国立大学附属病院」を「国立大学病院」に改める。

第４章第３節３⑵①中「原子力規制委員会は、」を削り、「、専門家の非常招集並びに原子力規制委員会委員及び専門家の現地への派遣を迅速に行うために必要な連絡体制を整備するものとし、また、必要な移動手段（公共交通機関及びその代替手段）等についてもあらかじめ定めておく」を「の専門家の招集体制の整備及び現地への迅速な派遣に必要な移送手段等の事前の調整等については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う」に、「文部科学省」を「原子力規制委員会」に改め、「海上保安庁」の次に「、水産庁」を加え、「、専門家の派遣体制」を削り、同節３⑵②中「〔原子力規制委員会」の次に「、内閣府」を加え、「原子力規制委員会は、通報の連絡を受けた場合、直ちに専門家を招集するとともに、必要に応じ、あらかじめ指定された原子力規制委員会委員及び専門家を現地へ派遣する」を「通報を受けた場合の専門家の招集及び現地への派遣については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う」に改め、「○現地に派遣された原子力規制委員会委員及び専門家は、原子力規制委員会、国土交通省、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、現場の情報の収集、分析等を行うとともに、現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。」及び「○原子力規制委員会は、現地に派遣された原子力規制委員会委員及び専門家からの調査報告又は意見等を踏まえ、対策本部長に対し、応急対策に関する技術的助言等を行うものとする。」を削り、同節３⑵③中「、文部科学省」を削り、「海上保安庁」の次に「、水産庁」を加え、同節３⑵④ア中「又は試験研究用原子炉（以下アにおいて「発電用原子炉等」という。）」を削り、「発電用原子炉等」を「発電用原子炉」に改め、「○原子力事業者は、」の前に次のように加える。

○　武力攻撃事態等において、試験研究用等原子炉を設置する原子力事業者は、直ちに原子炉の運転を停止するものとする。

第４章第３節３⑵④イ中「経済産業省、」を削り、同節３⑵④ウ中「、経済産業省」を削り、同節３⑵中⑥を⑦とし、⑤の次に次のように加える。

⑥　スクリーニング及び除染の実施

○　対策本部長並びに都道府県知事及び原子力事業者は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行うものとする。

第４章第３節４中「関係大臣」を「関係大臣等」に改め、「○内閣総理大臣は、放射性降下物の把握等に必要な技術的事項に関し、必要に応じ、原子力規制委員会に助言を求めるものとする。」を削り、同節７中「災害時要援護者」を削る。

第４章第４節２⑴中「指示等を」を「指示等が」に、「霞が関ＷＡＮ」を「政府共通ネットワーク」に、「を的確に運用・管理・整備を行う」を「の的確な運用・管理、整備を行うこと」に改める。

第４章第５節１⑶中「・民事調停法」を「、民法に規定された相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長及び民事調停法」に改め、同節３⑶④中「第一種空港を管理する」を「空港管理者である」に改める。

第４章第７節２中「消防庁、厚生労働省」を「消防庁、内閣府」に改める。

### 内閣府国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づく内閣府の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 26 年 5 月 14 日

内閣総理大臣　安倍　晋三